

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		社会医療法人の認定取消しにかかる一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税)(法人税:義) (地方税)(地方住民税:義、事業税:義)
② 上記以外の税目			
3	内容		《制度の概要》 社会医療法人が認定を取り消された場合であっても、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、それまでの所得の累積額から、実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る事業の実施に必要な施設及び設備の整備に係る取得価額の見積額の合計額を控除できる。
			《関係条項》 法人税法第 64 条の3、法人税法施行令第 131 条の4 地方税法題 51 条、第 72 条の2、第 72 条の 24 の7
4	担当部局		厚生労働省医政局医療経営支援課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年9月 分析対象期間: 令和2年度～令和6年度
6	創設年度及び改正経緯		平成 28 年 9 月施行
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は、地域医療の確保について重要な役割を担っており、法人経営の安定を図ることで、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供する。 《政策目的の根拠》 医療法第 42 条の2
		② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

			(施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること				
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。				
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	租税特別措置により社会医療法人の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要な医療を継続して提供することができる。				
9	有効性等	① 適用数	(単位: 件)				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		0	0	0	0	0	
		【算定根拠】 当該期間における都道府県による社会医療法人数調査報告及び認定取消しを行った都道府県に対するヒアリング調査					
② 適用額	(単位: 円)						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		0	0	0	0	0	
		【算定根拠】					
② 減収額	(単位: 円)						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		0	0	0	0	0	
		【算定根拠】					
		④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 社会医療法人の認定取消があった場合に、租税特別措置により経営への影響を防ぐことは、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供するうえで必要である。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 当該期間における都道府県による社会医療法人数調査報告				

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 社会医療法人は公的な運営をすることなどを要件に認定され、地域住民に良質かつ適切な医療の安定的な提供のためには本税制措置が必要である。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 当該期間における都道府県による社会医療法人数調査報告
			《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本税制措置は、社会医療法人の認定が特定の事由により取り消されたときに適用されるものであるところ、当該制度の適用が僅少(評価期間中は実績なし)であることは、社会医療法人の認定取消しが少なく、社会医療法人が地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供していることを意味している。
		⑤: 税収減を是認する理由等	社会保険診療割合の収入要件等がある社会医療法人の経営の安定を図ることにより、地域住民に対して継続的、安定的に適切な医療を提供することに資するものである。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	社会医療法人は、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、公益性に応じた税負担の観点から妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年12月